

○もっとみのかも夢大使設置要綱

平成28年2月22日

告示第18号

(設置)

第1条 本市にゆかりのあるものを通じて、本市の魅力を多くの人に伝え、市民に夢及び元気を与えるため、「もっとみのかも夢大使」(以下「大使」という。)を設置する。

(定義)

第2条 この告示において「本市にゆかりのあるもの」とは、次の各号のいずれかに該当する個人又は団体をいう。

- (1) 本市の出身者
- (2) 本市に在住し、在勤し、又は在学している者
- (3) 本市に相当期間在住し、在勤し、又は在学したことのある者
- (4) 本市が実施する事業等に関連がある者
- (5) 本市に活動の拠点を置いている団体又は本市に関連がある団体
- (6) その他市長が特に適任と認めるもの

(委嘱)

第3条 大使は、本市にゆかりのあるもので、次の各号のいずれかに該当するもののうちから市長が委嘱する。

- (1) 文化、芸術、スポーツ等の分野において第一線で活躍していると認められるもの
- (2) 市民に夢及び元気を与えると認められるもの
- (3) 日常の活動を通じて、本市の魅力を伝えることができると認められるもの

2 前項の委嘱は、委嘱状を交付することにより行う。

3 大使の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(活動)

第4条 大使は、必要に応じて、次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 日常の活動において本市の魅力を多くの人に伝えること。
- (2) 本市が実施する各種行事に協力すること。
- (3) 本市に有益な情報の収集及び提供並びに助言を行うこと。
- (4) その他市長が必要と認めること。

(情報発信等)

第5条 市長は、大使の活動状況その他大使に関連する情報を市のホームページ等により積極的に発信するものとする。

2 市長は、大使の同意が得られる範囲内において、本市が実施する各種事業において大使を活用するものとする。

(報酬等)

第6条 大使に対する報酬は、支給しない。ただし、大使が第4条に規定する活動（以下「活動」という。）を行った場合において、市長が必要と認めたときは、予算の範囲内で謝礼金を支払うことができる。

2 市長は、大使が活動を行うために、名刺の提供その他の必要な便宜を図るものとする。

（解嘱）

第7条 市長は、大使が次の各号のいずれかに該当するときは、大使を解嘱することができる。

- (1) 大使から辞任の申出があったとき。
- (2) 大使の心身の故障のため、活動に支障があると認めたとき。
- (3) 大使としてふさわしくない行為のあったとき。
- (4) 第3条第1項に規定するものに該当しなくなったとき。

（庶務）

第8条 大使に関する庶務は、産業振興部産業振興課において処理する。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成28年3月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際現に廃止前のもっとみのかも夢大使設置要綱（平成26年美濃加茂市訓令甲第3号）の規定によってなされた委嘱、手続その他の行為は、この告示の相当規定によってなされた委嘱、手続その他の行為とみなす。